

# 公益財団法人光明会

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人光明会と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県三浦市に、従たる事務所を同県横浜市に置く。

### 第 2 章 目 的 及 び 事 業

#### (目 的)

第3条 この法人は、神奈川県内において、地域社会の発展並びに自然環境の保護及び整備に配慮した、緑豊かで良質な墓地を開発し、多様化する墓地需要に応え、安定した安心の確保された墓地を供給するとともに永続性のある管理を行い、もって公衆衛生の向上その他公共の福祉に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定に基づく許可に係る墓地及び納骨堂の開発・提供及びその管理運営に関すること
  - (2) 無縁仏の受入れに関すること
  - (3) 墓地に関する相談及び情報提供
  - (4) 墓地に関する調査研究
  - (5) その他公益目的を達成するために必要な事業に関すること
- 2 この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。
- (1) 墓地附帯設備の管理運営及び法事用品等の取扱いに関すること
  - (2) その他公益目的事業を推進するために必要な事業に関すること
- 3 第1項及び前項の事業は、神奈川県内において行うものとする。

#### (規 律)

第5条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持、向上に努めるものとする。

### 第 3 章 財産及び会計

#### (種別及び管理)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出するものとする。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項に掲げる書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の名簿
    - (3) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（以下「役員等報酬規程」という。）
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - 3 第1項各号及び前項各号に掲げる書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。
  - 4 第1項第3号及び第4号に掲げる書類については、定時評議員会終了後直ちに、第59条に規定する方法により、公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも前項と同様とする。

(会計原則等)

- 第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。
- 3 この法人の資金運用については、理事会の決議により別に定める資金運用規程による。
- 4 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める特定費用準備資金等取扱規程による。

#### 4 章 評議員

(評議員の定数)

- 第13条 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

(選任及び解任)

- 第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
- (ア) 国の機関
- (イ) 地方公共団体
- (ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(権限)

- 第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

#### (任 期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

- 第17条 評議員には、その職務執行の対価として、1日当たり3万円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等報酬規程による。

## 第 5 章 評 議 員 会

#### (構 成)

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権 限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員の選任及び解任
  - (2) 役員の選任又は解任
  - (3) 役員等報酬規程の制定及び改廃
  - (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 公益目的取得財産残額の贈与又は残余財産の処分
  - (7) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず個々の評議員会においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第21条第4項に規定する書面又は電磁的方法により記載又は記録された評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

#### (種類及び開催)

- 第20条 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定期評議員会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

#### (招 集)

- 第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員等報酬規程
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第13条又は第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第25条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載又は記録した書面又は電磁的記録についても同様とする。

(評議員会運営規程)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規程による。

## 第 6 章 役 員 等

(役員の設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内を置く。
- (2) 監事 2名以内を置く。

2 理事のうち、1名を理事長とし、4名を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができます。

(役員の選任)

第30条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事の中から副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及び別に定める理事の職務権限規程の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、専務理事の業務執行に係る職務を代行する。

6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度において4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告しなければならない。

4 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員の任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第34条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の議決によって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第35条 役員に対して、その職務執行の対価として、役員等報酬規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第37条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役)

第38条 この法人に、任意の機関として、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 理事長の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第 7 章 理 事 会

(構 成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第37条の責任の免除

#### (種類及び開催)

- 第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内及び毎事業年度開始前の年2回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
    - (4) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### (招 集)

- 第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、一般社団・財団法人法第93条第3項又は同法第101条第3項に該当する場合はこの限りではない。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各役員に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

#### (議 長)

- 第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において出席理事のうちから選出する。

#### (定 足 数)

- 第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (決 議)

- 第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

- 第46条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

#### (報告の省略)

- 第47条 理事又は監事が役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第31条第6項の規定による報告には適用しない。

#### (議 事 錄)

- 第48条 理事会の議事については、法令又はこの定款で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録署名人は、その理事会に出席した理事長及び監事とし、前項の議事録に署名押印しなければならない。ただし、理事長の選定を行う理事会及び理事長が欠席した理事会の議事録については、出席した理事及び監事が署名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

3 定款の変更をしようとするときは、公益目的事業の種類又は内容の変更(軽微な変更を除く。)等にあっては、あらかじめ神奈川県知事から変更の認定を受け、それ以外の変更にあっては、変更後遅滞なく神奈川県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失等によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(内部組織)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告及び計算書類等
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の閲覧については、法令及びこの定款の定めによるものとする。

## 第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める個人情報管理制度による。

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第 11 章 補 則

(委 任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日の前日に在任する理事の任期は、変更前の寄附行為第16条第1項の規定にかかわらず同日までとする。
- 4 この法人の設立の登記の日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

### 理 事

市原 四郎	伊藤九美子	伊藤喜一郎	石渡 輝雄
大井田正登	刈谷 義雄	倉田 雅夫	白井 劍
東原 豊	常田 武彦	長島 正毅	三浦 正英

### 監 事

金森 浩之	吉村 信彦
-------	-------

- 5 この法人の最初の代表理事は、市原四郎、業務執行理事は、伊藤喜一郎、大井田正登、刈谷義雄、長島正毅とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

### 評議員

網野 敦	尾崎 憲祐	川上 正枝	清水 博
中谷 俊	野崎 雅裕	長谷川昌光	福井 錦吾
二羽 貴光	山森 實		

## 附 則

- 1 この定款は、平成28年6月15日から施行する。

## 附 則

- 1 この定款は、平成30年6月15日から施行する。